

公益社団法人大阪技術振興協会 令和元年度（第8期）事業報告書

当協会は、平成30年度に引続き「これからの10年」を展望した新中長期（10ヵ年）計画に基づいた三つの取組みを推進しています。

第一に、協会のブランドになった事業のさらなる進化

第二に、協会と会員の社会的責任を果たす取り組みの開始

第三に、会員のコンピテンシー（資質能力）を基にした新しい事業への挑戦です。

具体的には、平成31年度事業計画書に基づいて各事業委員会により、9つの継続事業を行ってまいりました。

その中で、公益目的事業の柱である公共工事の技術支援事業については、工事監査・検査および発注者支援業務等を通して、地方創生推進、国土強靱化、防災・減災対策、インフラ老朽化対策等の公共事業に適切に対応いたしました。

環境保全施設の技術支援においては、平成30年度と同様に廃棄物処理施設及びし尿処理施設の見積審査業務を行っております。

協会の社会的責務である科学技術の振興については、環境及び防災・減災シンポジウムを開催するなど、一般市民への科学技術の普及・支援活動や環境月間・防災週間等の行事を実施しております。

中小事業者向けの環境配慮活動であるE A 21支援事業については、平成17年より事業を開始し、中小企業者等が参加している各種団体等との関係を深めて事業の拡大に努めてまいりましたが、地域事務局としての要件変更により事業継続が困難となり令和2年3月末に事業を廃止することとなりました。

省エネルギー等支援事業については、中小事業者等よりの相談案件は数件ありましたが、令和元年度も支援実績を残すことが出来ませんでした。

協会の収益事業である技術士育成事業については、令和元年度は団体セミナーが増加するとともに、新規のセミナー開設・拡大に努めました。今後ともホームページの更新・活用等により効果的な技術士育成コースの広報活動やセミナー無料相談会を開催し、事業の推進を図ってまいります。

このように、各事業委員会での適正かつ活発な各事業の活動・展開により公益法人財務三基準を適正に満たすことができました。また、新型コロナウイルス感染症による事業への影響は、令和元年度においてはあまり見られませんでした。令和2年度の事業活動においては大きな影響が予測されます。非常時に備える事業継続計画（BCP）に基づいて適切に対応してまいり所存です。

以下に、令和元年度に実施した9つの事業内容について報告いたします。

[9つの事業区分]

公益目的事業；

1. 公1 公共工事の技術支援（工事監査・検査等の工事技術調査業務）
2. 公1 環境保全施設の技術支援
3. 公1 一般市民への科学・技術、環境、防災への普及支援
4. 公1 技術鑑定業務
5. 公1 技術士資質向上のための研鑽支援（部会・研究会活動）
6. 公2 エコアクション21（EA21）支援
7. 公2 省エネルギー等支援

収益事業；

8. 収1 技術士育成事業（技術士受験講座）
9. 収1 技術者教育および技術士業務研修の支援

I. 主な運営について

1) 総会の開催

- ◇ 令和元年度定時総会／ 令和元年6月9日(日)
- ・平成30年度（第7期）事業報告書および正味財産増減計算書の件
- ・同上会計・業務監査報告の件
- ・役員等報酬等規程の改訂の件

2) 理事会の開催（主な審議事項）

- ◇ 第1回理事会／ 令和元年年5月24日(金)
- ・平成30年度（第7期）事業報告書および正味財産増減計算書の件
- ・同上会計・業務監査報告の件
- ・役員等報酬等規程の改訂の件
- ◇ 第2回理事会／ 令和元年7月26日(金)
- ・相談役・顧問の委嘱の件
- ・EA21支援事業の運営の件
- ◇ 第3回理事会／ 令和元年10月18日(金)
- ・令和元年度随時監査報告の件
- ・令和2、3年度役員の数定の件
- ◇ 第4回理事会／ 令和元年12月20日(金)
- ・役員候補者推薦委員会設置と委員承認の件
- ・受託業務の協会管理費率について
- ◇ 第5回理事会／ 令和2年3月6日(金)
- ・令和2年度（第9期）事業計画書および収支予算書他の承認の件
- ・受託業務関係の規程の改訂の件

II. 主な事業活動について

1. 公1 公共工事の技術支援（工事監査・検査等の工事技術調査業務）

当事業は、工事監査・検査等の工事技術調査および発注者支援により地方自治体公共事業の適正な執行のために技術支援を行うものであり、当協会の公益目的事業を支える基幹事業で継続的・安定的な事業の推進及び拡大が求められています。

令和元年度の事業活動は、平成30年度と同様に工事監査・工事検査の技術調査業務については、技術の高度化・多様化により多分野の専門的知識と高い技術力が要求され、市民監視の観点で監査委員・工事検査員を補佐し、公共工事の執行の適否を適正に判断し報告いたしました。

発注者支援業務においては、前年度より継続の行政無線システム工事の工事監理、および小中学校校舎の建物点検検査業務等も行い、地方自治体のニーズに対応しました。

「品質と精度の向上」については、例年と同様に受託業務部会研修を実施し、CPD（継続研鑽）の充実を図りました。当初8回の研修会の実施を計画していましたが、3月開催予定の研修会は新型コロナウイルス感染防止のために中止とし、計7回の実施としました。新入部会員の報告書に対してはベテラン技術士によるチェック、報告書自主確認を継続して行っております。

また、「受託業務の拡大」、「部会員の人材確保育成」、「受託業務の改善」のテーマについて、ワーキンググループにより検討、推進に取り組みました。

水道事業体への技術支援においては、従前より支援を行ってきた事業体には、引続き支援項目の履行状況確認等についての継続的な技術支援を行いました。

令和元年度は、平成30年度より新規に技術支援を行った水道事業体との信頼関係を維持し、実施予定の事業に対してより積極的に課題の改善に向けた技術支援項目についての提案を行い、発注者支援業務の充実を図りました。

当事業の事業収益は、当初計画額の113%となり目標を達成いたしました。

2. 公1 環境保全施設の技術支援

環境保全施設の地方自治体への技術支援は、当協会の公益目的事業を支える重要な事業です。地方自治体からの要請を受けて、主として①廃棄物処理施設、②し尿処理施設、③斎場の定期点検・補修工事等の見積審査業務を平成11年から約21年間にわたり「適正な見積審査を行う」という期待に応えてきました。

令和元年度は、①③では前年度より2か所の自治体からの依頼が増えて、9自治体で4件増の16件、②し尿処理施設では4自治体の5件の見積審査業務を行いました。

新分野の案件として、①では自治体が行った見積審査の妥当性検証業務、③では更新工事の見積審査業務を行いました。

当事業の事業収益は、当初計画額の120%となり目標を達成いたしました。

3. 公1 一般市民への科学・技術、環境、防災への普及支援

一般市民への科学技術の啓発、普及の活動を支援し、かつ次世代を担う小中学生な

どの児童・生徒たちに科学と技術の面白さを伝えることは当協会の社会的責任であり、例年と同様に積極的に普及支援を行ってまいりました。

令和元年度は、一般市民への科学技術の啓発・普及の活動と「災害支援活動の輪」を広げる活動を主体に、6月には環境シンポジウム、9月には防災・減災シンポジウムを開催しました。今後も、地方自治体職員への防災教育・研修の実施に引き続き取り組み、人権配慮、説明責任、倫理的基準等に配慮しながら、一般市民への科学・技術の普及支援を活発に展開してまいります。

4. 公1 技術鑑定業務

技術鑑定業務は、官・民工事における工事中の事故や設計上の不具合などの瑕疵をめぐる係争の判定のため、第三者の公正・公平な立場で技術的な鑑定を行う技術士に相応しい業務です。令和元年度は、機械破損に対する原因調査について技術的な鑑定業務を実施しました。

今後も、技術鑑定業務に対しては第三者の立場で公正・公平な技術鑑定の実施に努めてまいります。

5. 公1 技術士資質向上のための研鑽支援（部会・研究会活動）

技術士は、資質向上のためのCPD（継続研鑽）を責務とし、技術士が専門とする分野でプロフェッショナルとして一流の実力を維持し続けるためには、CPDを常に重ね最先端の技術・ノウハウを習得するなど自己研鑽を続けなければなりません。

令和元年度は、日本技術士会近畿本部との共通部会である機械システム部会、電気電子部会、化学部会、および登録研究会である環境研究会、技術士業務研究会、食品部会を含め6つの部会・研究会活動を通して、会員技術士の知見と技術力の維持向上を支援するとともに、各部会・研究会との関係強化を図ってまいりました。

また、協会独自の受託業務部会、EA21普及部会の2部会では、研修会・講演会など活発な活動を展開しましたが、EA21普及部会についてはEA21支援事業の事業廃止に伴い部会解散となりました。

協会の主催する防災・減災シンポジウム、環境シンポジウムや、協会独自の受託業務部会研修会等は、CPDとして十分に認定される内容であり、協会としてCPD参加証を発行して会員の意識の向上と資質の向上に貢献しました。

今後は協会規程の中にCPD関連規程を整備し、会員のさらなる意識の向上と、資質の向上を図るためのシステムを構築してまいります。

6. 公2 エコアクション21（EA21）支援

当事業は、環境省が推進する主として中小事業者向けの環境マネジメントシステムへの普及と取り組み支援であり、平成17年に当協会がEA21地域事務局の認定を取得して以来、普及委員会・普及部会が、EA21の普及促進の施策を実行してまいりました。

平成30年10月に中央事務局から提示された新ガイドライン2017版によると令和2年4月から地域事務局を3つに区分運用するもので、当地域事務局では収入が減り、支出が

増となる厳しい運営内容となるものです。

当事業は、地域事務局を通して事業を推進するものであり、地域事務局の継続可否を収益面、運用面から検討を重ねた結果、今後の継続が困難であるとの結論に至り、理事会決議に基づき、内閣府の事業変更認定を受け、当事業を令和2年3月末に事業廃止することとしました。

支援していたE A 21 認定事業者については、近畿圏内の他の地域事務局へ業務移管し、当事業に関わる地域事務局の運営委員会、判定委員会および協会の普及委員会等の業務を令和2年3月末で終了し、中央事務局との費用清算も完了しております。

7. 公2 省エネルギー等支援事業

省エネルギー等補助金申請に関する中小事業者等への相談と技術指導・支援については、協会ホームページに技術支援内容を掲載し、大阪府主催「中小事業者のための省エネ・省CO₂セミナー」での講演し、テクノメッセ東大阪 2019 に来場された中小企業への説明なども推進してまいりましたが、事前の技術相談は数件あったものの、技術指導・支援の成約には至りませんでした。この反省のもと、当会の省エネルギー分野の専門家の組織を整備しつつ、当会の省エネルギー等補助金申請支援が中小事業者等に幅広く伝わり、技術支援が実現できるように本事業を展開します。

8. 収1 技術士育成事業（技術士受験講座）

技術士育成のため一貫した講座システムとして、

- (1) 技術士を志す有為の技術者向けの技術士受験講座
- (2) 技術士取得後の独立事務所開設準備や実力養成業務研修コース
- (3) 資質向上・継続研鑽のための業務研究会

を実施しました。

近年、産業・経済構造の変化、社会ニーズの多様化、高まる国際競争等に対応した高い専門性と倫理観を有する技術士の育成・確保が急務となっています。そのため、令和元年度より技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）を明確に評価する試験制度に変更されました。この変更に合わせて、講座開設前に新しい試験制度の概要などについての無料説明会や隔週水曜日に夜間勉強会を開催しました。

その後のセミナーでは試験制度変更点に重点を置いて一次試験セミナー、二次試験セミナー（技術20部門及び総合技術監理部門の筆記・口頭試験受験講座）をそれぞれ開講しました。

セミナーカリキュラムについては多様化する受講企業や受講者のニーズを最優先して講座内容の見直しを図りました。シニア向けコースの試行的開設を企画しましたが受講者はありませんでした。その一方で通信セミナーの充実、再受験コース、テーマを絞ったセミナーや試験制度変更を先取りした特定セミナー、受講者の弱点補修のための特別指導コース、模擬試験コース等を一層充実させ開講しました。また、大阪以外の企業・団体へも出前講座の開設など柔軟な対応を行いました。

加えて、講座内容の質を高めるため一次・二次・総監セミナー分科会ごとに、講師

研修会議を設け、少子高齢化・人口減少問題、大規模災害の多発、地球温暖化による異常気象への備え、社会資本の老朽化問題などについて経験豊かな会員技術士講師が解説指導を行えるよう努力してまいりました。

今後も技術士を取り巻く環境の変化に対応するため、引き続き文部科学省の技術士分科会における「今後の技術士制度の在り方について」などの議論の動向に注視して事業の推進を図ってまいります。

当事業の収益については企業団体からの出張セミナーが増加した結果、当初予算額の127%となりました。

令和2年度も企業団体向けの受講者増加に積極的に取り組みます。

9-1. 収 1 技術者教育支援

当事業は、地方自治体における技術職員のレベル向上のニーズに応じて技術職員向けの教育研修を実施するものです。

令和元年度は、地方自治体向けの研修機関との連携および地方自治体の研修担当部署よりの要望により教育支援を実施してきましたが、地方自治体での計画の繰り延べ等により件数が減少しました。

今後は、地方自治体の研修のニーズの把握・提案を行うとともに、民間企業に対する教育支援業務の情報提供を進めます。

9-2. 収 1 技術士業務研修支援

当事業は、技術士二次試験合格者、若手から定年前技術士までの企業内技術士、および近未来に技術士事務所開設を目指す技術士を対象に、コンサルタント業務等の技術士として行う業務内容、法等の研修支援を行うものです。

令和元年度は、技術士業務を幅広く習得でき、かつ倫理的な行動も身に付けることができる技術士業務の研修コースを、9月～11月（計3回）に開催しました。令和元年度は8名の受講者がありましたが、令和2年度は10名以上の受講者の確保を目指して本事業を展開します。

Ⅲ . 会員の推移について

令和元年度（令和2年3月末）会員の動向；

- ・入会：個人 9名、団体 0社
- ・退会：個人 6名（うち死亡1名）、団体 0社
- ・休会：個人 21名（前年まで19名）

| ◇ 会員の動向 | 個人会員(前年比) | 団体会員(前年比) | 合計(前年比) |
|----------|-----------|-----------|---------|
| 平成31年3月末 | 193 | 13 | 206 |
| 令和2年3月末 | 196 | 13 | 209 |

以 上